

# 最高裁判所裁判官国民審査法施行令及び公職選挙法施行令の 一部を改正する政令の概要

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（令和4年法律第86号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、洋上投票等をしようとする審査人に対する情報の提供、在外公館等における在外投票に関する書類の保存等について所要の規定の整備を行うとともに、審査及び選挙の投票に関する書類等の保存に関する事務の合理化等を行う。

## 1 最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）の一部改正

### （1）洋上投票等をしようとする審査人に対する情報の提供関係

船長及び南極地域調査組織の長は、航海の期間又は南極調査期間中に、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を知った場合には、直ちにこれらを洋上投票等をしようとする船員又は南極調査員に知らせなければならないものとする。

### （2）在外公館等における在外投票に関する書類の保存関係

在外公館等における在外投票に関する調書及び在外公館等における在外投票に関する書類の保存について、所要の規定を整備する。

### （3）洋上投票等及び郵便等による在外投票に関する費用関係

洋上投票等の送信に要する費用及び郵便等による在外投票に関する費用について、国会の議決した予算の範囲内において、国庫が負担するものとする。

### （4）投票に関する書類等の保存関係

投票に関する書類等の保存に係る事務を合理化する。

### （5）その他所要の規定の整備

## 2 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正

投票に関する書類等の保存に係る事務を合理化する。

### [今後の予定]

公布：令和5年2月10日

施行：令和5年2月17日（改正法の施行の日）